

多可町と甲南女子大学の包括連携協力に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、多可町と甲南女子大学が包括的な連携のもと相互に協力することにより、学生が多自然地域を学びの場とし社会に貢献できる人物として育つこと、および学生の学び育つ多自然地域として地域が活性化することを目的とする。

(協力事項)

第2条 多可町と甲南女子大学は、次の各号に定める分野において相互に連携して協力する。

- (1) 人材の育成
- (2) 地域づくりの推進
- (3) 教育・文化の振興および発展
- (4) その他両者が協議して必要と認める分野

(期間)

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、多可町と甲南女子大学のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第4条 この協定に定めるもののほか、包括連携協力の細目その他の事項については、多可町と甲南女子大学が協議して別に定めるものとする。

本協定の証として本協定書を2通作成し、署名押印のうえ、各々1通保有する。

平成31年3月29日

兵庫県多可郡多可町長

吉田一四

甲南女子大学長

森田勝昭

